

議第28号

三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例案

三島市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年三島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表個人情報保護審査会の委員（会長を除く。）の項の次に次のように加える。

行政不服審査会の会長	日額 20,000円	副市長・教育長の旅費の相当額
行政不服審査会の委員（会長を除く。）	日額 16,000円	副市長・教育長の旅費の相当額

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月22日提出

三島市長 豊岡 武士